

西成特区構想エリアマネジメント協議会の体制変更について

《変更内容について》

- 1点目：あいりん総合センター跡地等の北側敷地（多目的広場含む）の利活用にかかる新たな検討の場「福利・にぎわい検討会議」を立ち上げ、駅前活性化検討会議を廃止します。

「福利・にぎわい検討会議」のイメージ

議題: あいりん総合センター跡地等の北側宅地(大阪市所有予定地)及び多目的広場(南側宅地(府所有予定地)との間の広場)の利活用に関する議論を実施します。

「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想」(活用ビジョン)における「福利・にぎわいゾーン」を議論の対象とします。

会議参加者

(地域委員)

町会・地域団体、支援団体、労働団体など、各ジャンルの団体等の関係者から幅広く参加を求めます。

(有識者委員)

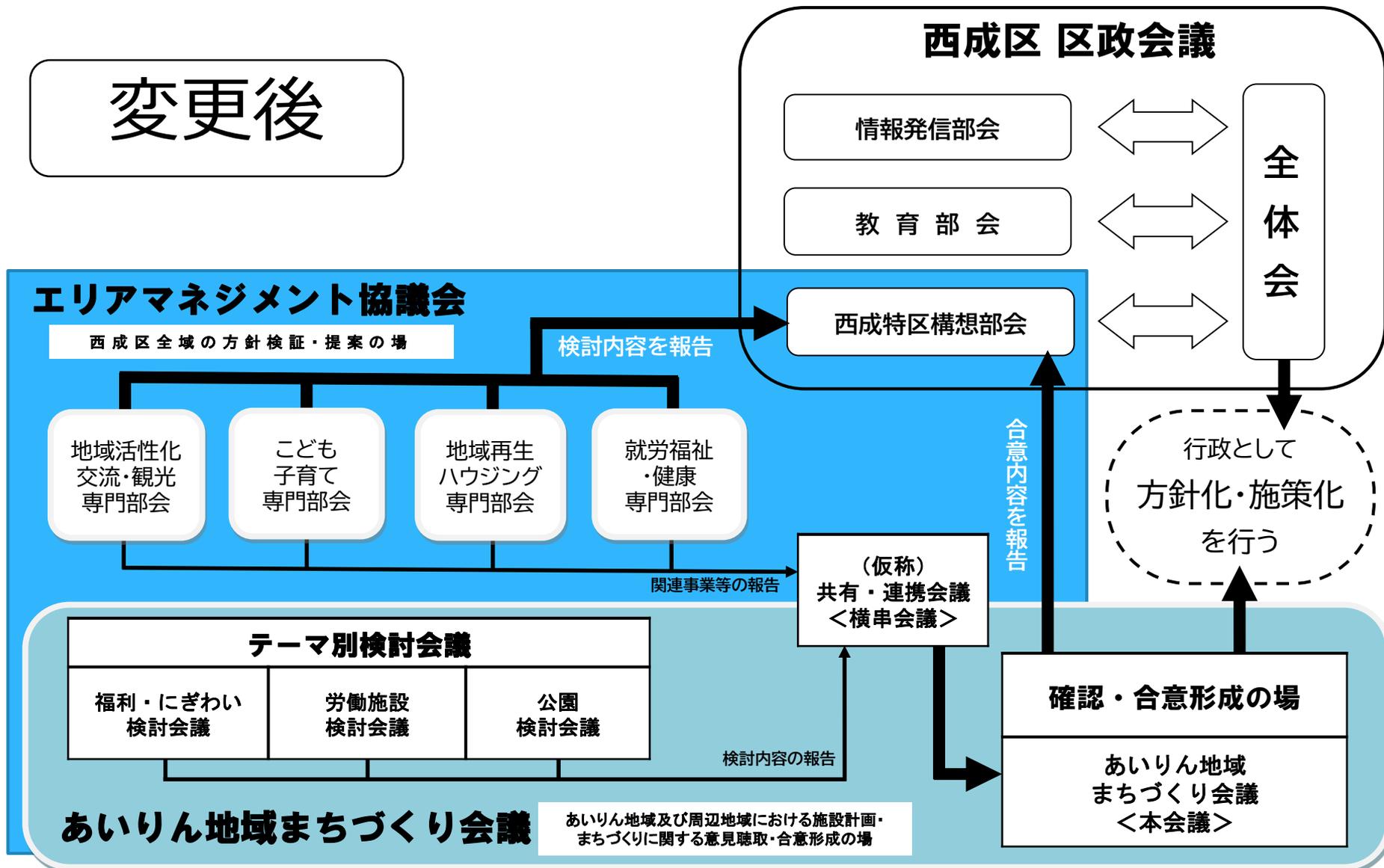
すべての有識者委員が参画し、座長は、寺川委員とします。

- 2点目：「(仮称) 共有・連携会議<横串会議>」を新設します。
エリアマネジメント協議会専門部会やテーマ別検討会議に関する情報共有の場で、専門部会メンバーやあいりん地域まちづくり会議委員から参加者を募集します。
- 3点目：建設が終了した施設の検討会議（市営住宅検討会議及び医療施設検討会議）を整理します。
- 4点目：「まちづくりハウジング専門部会」を「地域再生ハウジング専門部会」に変更します（役割に応じた名称変更）。

以上

令和3年度「西成特区構想エリアマネジメント協議会」体制図

変更後



参考：変更前

第2期 西成特区構想 エリアマネジメント協議会 (イメージ図)

